

# 協会 ニュース

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-39-2  
TEL 03-6915-2293 FAX 03-6915-2294  
http://www.jja.or.jp/ Eメール info@jja.or.jp

令和2年 夏号

## HEADLINE

### ◆コロナ禍を乗り越えて！支援策と防止策

新型コロナウイルス感染症は、政府による緊急事態宣言が解除され、業界ガイドラインも策定され、新しい生活様式が提唱されましたが、国際情勢も厳しく、終息が見えていません。7月中旬に家賃支援給付金の申請受付がスタートしました。十分な感染防止策をとる事業者を選ぶ選択の風潮が生まれるなか、業界ガイドラインに基づいた適正の証明で、コロナ禍を乗り越えてください。



### ◆その他の項目

- 会長メッセージ●学習塾意識調査●JJAインフォメーション 合格実績自己適合宣言／防災自己適合宣言／安心塾バイト認証制度／学習塾認証制度／学習塾講師検定／新型コロナウイルス感染症に関する要望書／塾の日シンポジウム2020仙台大会中止について
- 理事会報告●総会報告●安心塾バイト認証情報●会員消息●事務局から●会費振替のお知らせ

## 会長メッセージ

### 「ない、ようで、ある」のが本当のつながり

公益社団法人全国学習塾協会  
安藤 大作

塾という業界、さほど流通にもさらされない産業であり、それぞれの塾流に子供に学習指導していくことがサービスの中心ですから、ややもすると近視眼的になりがちです。

近視眼的とは、「今だけ・ここだけ・自分だけ」になってしまいがちとも言えるのかもしれませんが。しかし、社会の中で息づく産業に「今だけ・ここだけ・自分だけ」で成り立つ産業は基本的に存在し得ないとも言えます。

そういう意味においては塾業界が、「未来に向けての今、全体の中での自分、社会と良好でありながらの自分」を意識していくことは大切なのかもしれません。

社会との良好な関係とは、顧客との良好な関係からはじまり、地域社会との良好な関係、業界所管官庁との良好な関係、国政との良好な関係まで含みます。その関係すべてが自分に影響を及ぼすとも言えます。つねに社会との良好な関係を保ちながらも、自らの主張をして自らの表現自由を守



っていく努力が求められます。

民間教育にとって自由な教育表現は心臓でもあるからです。

もちろん良好な関係作りと言っても、すべてがうまくいくわけではありません。だからといってどんなときでも良好な関係作りという努力を停止するわけにもいきません。世界も国家も業界も、はたまた人間のからだでさえも、個も全体もすべてがうまく機能してこそ活力は継続されます。そこはすべてが連動して、繋がっているとも言えるからです。

繋がりとはいに見える繋がりがばかりではないだけに、その繋がりは存在しないかのように感じるかもしれません。しかし「ない、ようで、ある」のが繋がりですから、そこは大切にしていかななくてはなりません。

公益社団法人の全国学習塾協会も、その「ない、ようで、ある」存在なのかもしれません。



社会との良好な関係作りの中でも、顧客や地域社会との良好な関係作りは各塾の努力でしょうし、業界所管官庁や国政との関係は業界団体としての努力になるでしょう。顧客や地域社会など近い社会との関係作りは誰もが意識するので存在し得ますが、遠い社会との関係作りはふだん意識し得ないとなると、それはまるで「あっても

なきが如し」かもしれません。

「ない、ようで、ある」組織が存在しているからこそ様々に機能している類は、人間のからだを例にみるように枚挙に暇がありません。様々に繋がる関係性があるの「今、ここ、自分」を大切にすることで、「未来、全体」の幸せが拓けていくのかもしれない。そう思うとき、未来作りや幸せ作りで子供に接し続けることを使命としている塾業界だからこそ、塾業界全体で、この「ない、ようで、ある」公益社団法人全国学習塾協会を支えていただきたいと思います。

※「塾と教育」7月号に寄稿したものを掲載しました。

## 新型コロナウイルス感染症対策

# 学習塾事業者に朗報！家賃支援給付金

第二次補正予算案で、家賃に対する給付金が検討されていることを踏まえ、当協会では5月21日付で内閣総理大臣、経産大臣、民間教育推進のための自由民主党国会議員連盟 会長、議連代議士36名宛てに、「新型コロナウイルス感染症対策における特別家賃支援給付金に関する要望書」を提出いたしました。

今年は新型コロナウイルス感染症による学校休校等の影響により、募集期において事業活動が思うようにできなかったことに加え、夏休みが短縮されるなど、今後も業界に対して甚大な影響が出てくることを考慮し、法人、個人といった単位への上限付きの給付金ではなく、家賃総額に応じた給付を要望したものです。



## 家賃支援給付金

に関するお知らせ

### 家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金**を支給します。

### 支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

②**5月～12月の売上高**について、

- ・1カ月で前年同月比**▲50%以上** または、
- ・連続する**3カ月**の合計で前年同期比**▲30%以上**

③**自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い**

### 給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

**算定方法**▶申請時の直近1カ月における**支払賃料（月額）**に基づき算定した**給付額（月額）**の6倍

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

裏面に、よくあるお問い合わせをまとめてあります。ぜひ、ご一読を。裏面へ▶

要望書はこちら



【QRコード】

「新型コロナウイルス感染症対策における特別家賃支援給付金に関する要望書」の内容も盛り込まれた第2次補正予算案が6月12日成立しました。

家賃支援給付金がそれです。

### ■家賃支援給付金とは

家賃支援給付金とは、新型コロナウイルス感染症防止対策で営業を自粛したことにより売上が急減したテナント事業者に対する支援金です。事業継続の下支えとするべく、地代や家賃を一部補助するためのお金として考案されました。

### ■申請できる人は「今年5月以降売上が急減した事業主」

中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業主で、5月～12月において以下のいずれかに該当する者。

- ・1か月間の売上が前年同月比で50%以上減少していること
- ・連続する3か月間の売上が前年同月比で30%以上減少していること

### ■給付額は「算定給付額×6か月」

給付額は原則、「算定給付額×6か月分」です。算定給付額は直近の月額家賃を基準に算定されます。法人で最大600万円、個人で最大300万円が支給されますが、誰でも必ずこの金額

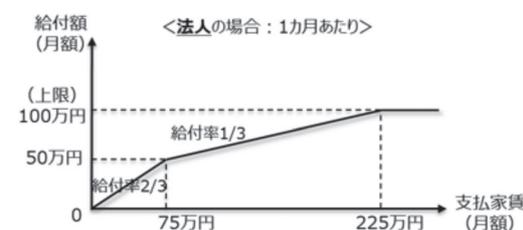
が受け取れるわけではありません。

### ●法人「1事業所だけなら最大月額50万円、複数事業所なら最大月額100万円」

<具体例>

【月額家賃60万円の教室を1ヵ所だけ保有】  
 $60万円 \times 2/3 = 40万円$ （算定給付額）  
 $40万円 \times 6か月 = 240万円$ （家賃支援給付金の給付額）

【月額家賃60万円の教室を3ヵ所保有】  
 $60万円 \times 事業所 = 180万円$   
 $75万円（※） \times 2/3 = 50万円$  ※ $75万円 < 180万円$  ∴ $75万円$   
 $(180万円 - 75万円) \times 1/3 = 35万円$   
 $50万円 + 35万円 = 85万円$ （算定給付額）  
 $85万円 \times 6か月 = 510万円$ （家賃支援給付金の給付額）



### ●個人事業主「1事業所だけなら最大月額25万円、複数事業所なら最大月額50万円」

個人事業主も法人と同様、経営する事業所数で支給額の上限が変わります。1事業所だけを保有するなら月額25万円（総額150万円）が、複数事業所を保有するなら月額50万円（総額300万円）が上限額となります。

給付率は法人と同じですが、割合の変わる境目が違います。月額家賃が37.5万円までの部分については2/3、37.5万円超の部分については1/3が給付率となります。

<具体例>

【月額家賃60万円の店舗を1店舗だけ保有】

37.5万円（※）×2/3=25万円（算定給付額）

※37.5万円<60万円 ∴37.5万円

25万円×6か月=150万円（家賃支援給付金の給付額）

【月額家賃60万円の店舗を3店舗保有】

60万円×3店舗=180万円

37.5万円（※）×2/3=25万円

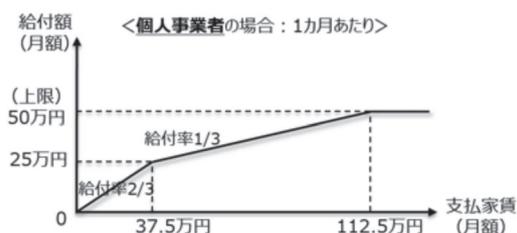
※37.5万円<180万円 ∴37.5万円

(180万円-25万円)×1/3=51万6666円

25万円+51万6666円=76万6666円>50万円

∴50万円（算定給付額）

50万円×6か月=300万円（家賃支援給付金の給付額）



### ■必要な資料

今年5月以降の売上を前年比で減少していることを証明する必要があることから、持続化給付金と同様の資料と共に、直近の家賃が分かる書類が求められます。具体的には以下のよう資料が必要です。



【QRコード】

### 家賃支援給付金（経済産業省）



【QRコード】

### 【7月7日厚労省公表】

### 新型コロナウイルス感染症対応休業 支援金・給付金について

休業補償に関する給付金です。

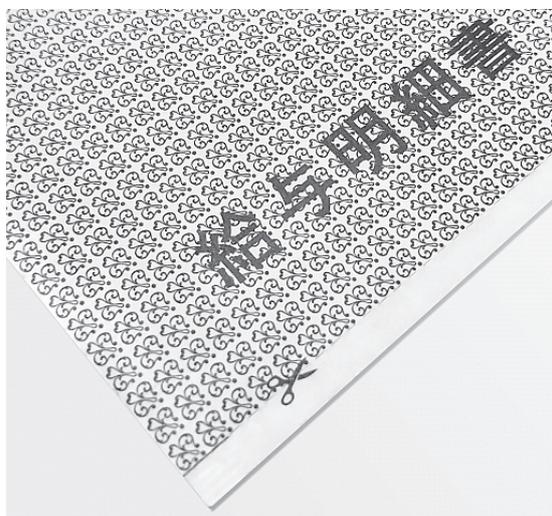
休業補償については、事業者の申請による雇用調整助成金がありますが、今回公表された給付金は、事業者による申請だけでなく、労働者による申請も可能となっています。

給付金の概要は、「休業日数に応じ休業前の賃金の80%が支給される」というもので、郵送またはオンラインで申請ができます。

詳細は厚労省のホームページをご確認ください。



【QRコード】



## 新型コロナウイルス感染症対策

# 学習塾で使える感染症拡大防止ツール

### 感染拡大防止ガイドブック／チェックシート

東京都では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済社会活動との両立を図るため、事業者向け東京都感染拡大防止ガイドラインを作成し、感染防止対策を実施する際の基本的な取組を整理しました。

東京都という地方公共団体が作成したものです。全国で汎用できる内容になっています。

また、学習塾事業者にも有効となる取り組みとして、東京都では感染拡大防止ガイドブック（学習塾編）や感染拡大防止チェックシート（学習塾編）、大阪府では感染防止宣言ステッカーなどがありますのでご活用ください。

#### ■事業者向け「東京都感染拡大防止ガイドブック」

東京都感染拡大防止ガイドラインの内容を、イラストを用いてよりわかりやすく整理しました。学習塾など27の業種別（令和2年6月26日時点）及び、該当がない業種向けに、全業種に共通した部分だけをまとめた「共通編」があります。

本ガイドブックの利用は、内容に変更を加えない限り原則自由です。東京都の発行物であることが分かる形でご活用ください。



【QRコード】

#### ■東京都感染拡大防止チェックシート

事業者が、事業所などでの感染拡大防止のために実践すべき取組を具体的に示したチェ



ックシートを新たに作成しました。学習塾など業種別と該当がない業種向けに全業種に共通した部分だけをまとめた「共通編」がありますので、東京都感染拡大防止ガイドラインとともに感染防止対策の実施にご活用ください。



【QRコード】

#### ■事業者向け「大阪府感染防止宣言ステッカーについて」

事業者の皆様は、業種ごとに定められた「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）」を遵守していただくことが非常に重要です。

大阪府では、事業者の皆様を対象とし、ガイドラインを遵守している施設であることを府民の皆様を示す「感染防止宣言ステッカー」を発行します。

ガイドラインを遵守している事業者の皆様が、必要事項（ガイドライン遵守宣言等）を登録していただくことで「感染防止宣言ステッカー」を取得できる仕組みです。



この「感染防止宣言ステッカー」を店舗等の目立つところに掲示していただくことで、府民の皆様が安心して利用できる施設であることをお知らせすることができます



【QRコード】

### 塾内で注意喚起！感染拡大防止ポスター

■新型コロナウイルス対策ポスター「新型コロナウイルス感染症対策 消毒や除菌効果を謳う商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。」(厚生労働省)

新型コロナウイルスへの感染は、ウイルスを含む飛沫が口、鼻や眼などの粘膜に触れること、または、ウイルスがついた手指で口、鼻や眼の粘膜に触れることで起こります。

このため、飛沫を吸い込まないよう人との距離を確保し、会話時にマスクを着用し、手指のウイルスは洗い流すことが大切です。さらに、身の回りのモノを消毒することで、手指につくウイルスを減らすことが期待できます。

現在、「消毒」や「除菌」の効果をうたう様々な製品が出回っていますが、目的にあった製品を、正しく選び正しい方法で使用しまし

よう。



【QRコード】

■新型コロナウイルス対策ポスター「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」(厚生労働省、経済産業省)

手や指についたウイルスの対策は、洗い流すことが最も重要です。手や指に付着しているウイルスの数は、流水による15秒の手洗いだけで1/100に、石けんやハンドソープで10秒もみ洗いし、流水で15秒すすぐと1万分の1に減らせます。手洗いの後、さらに消毒液を使用する必要はありません。



【QRコード】

■ポスター「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」(経済産業省)

テーブル、ドアノブなどには、市販の家庭用洗剤の主成分である「界面活性剤」も一部有効です。界面活性剤は、ウイルスの「膜」を壊すことで無毒化するものです。9種類の界面活性剤が新型コロナウイルスに有効であることが確認されています(NITEの検証による)。



【QRコード】

# 調査結果！塾の法令順守意識は高い!?

新型コロナウイルス感染症拡大で緊急事態宣言が発令されて以降、多くの産業界で業界ガイドラインが策定され、国、自治体、消費者、そして事業者もリスク意識から順守のための行動のレベルが格段に高まりました。

当協会では、学習塾の役務取引や個人情報に関する法律順守を基準とした学習塾認証、塾講師アルバイトの雇用に関する法律順守を

基準とする安心塾バイト認証などに対する学習塾経営者の意識調査を行いました。

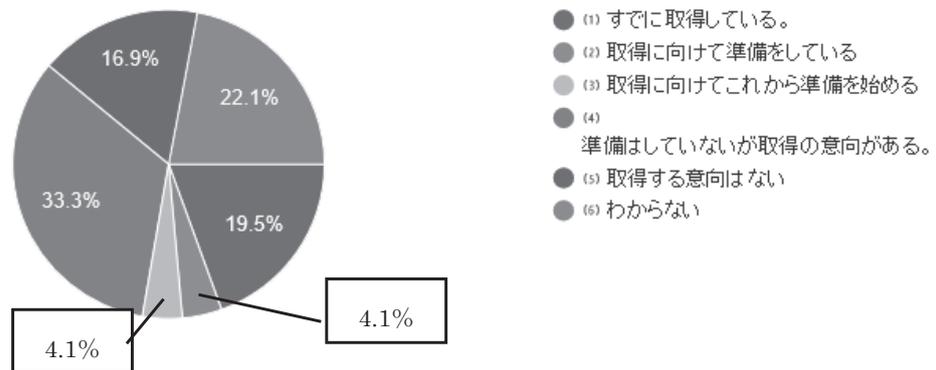
その結果、たいへん興味深い結果を得ることができましたので、ご覧下さい。

＜調査期間＞令和2年3月25日～4月2日

＜回答数＞195

## ★「学習塾認証」に対する意識

Q. 学習塾認証制度は、子供たちとその保護者が安心してサービスを受けられることを目的に、特定商取引法や個人情報保護法の遵守、サービス内容等の消費者への適切な情報提供、顧客相談窓口の充実などを基準に学習塾事業者を第三者評価するものです。貴塾は学習塾認証についてどうお考えになりますか。

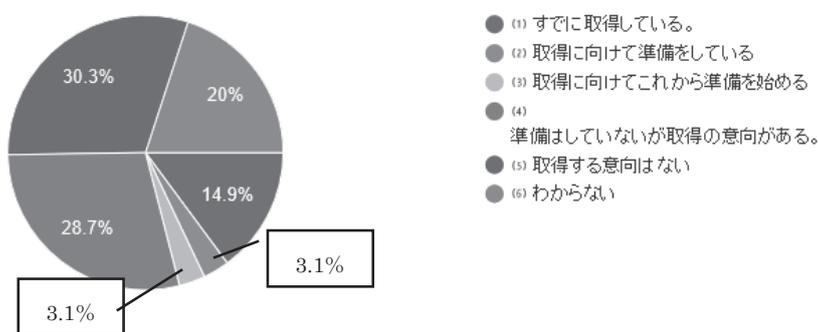


学習塾認証について、約2割の事業者が取得している。「準備はしていないが取得の意向がある」と答えた事業者が33.3%と最も多かった。また、「取得に向けて準備をしている」4.1%、「取得に向けてこれから準備を始める」4.1%も合わせると約4割の事業者が取得有力層となっている。

➤学習塾認証については後掲「JJAインフォメーション」をご覧ください。

### ☆「安心塾バイト認証」に対する意識

Q. 安心塾バイト認証制度は、学生アルバイトが安心して勤務することを目的に、労働契約の締結の際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間の付与等の労働基準関係法令の遵守や、シフト設定への配慮などを基準に、学習塾事業者を第三者評価するものです。貴塾では、安心塾バイト認証制度についてどうお考えになりますか。

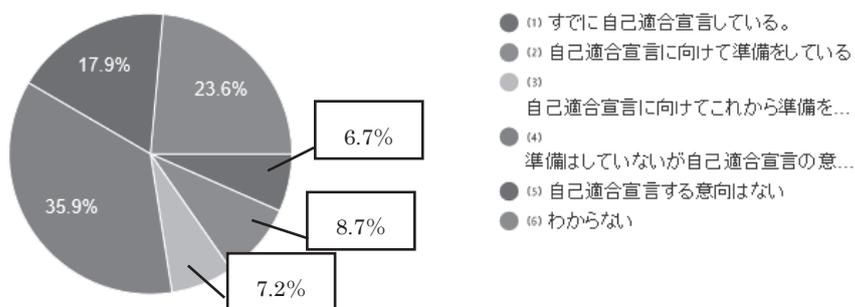


安心塾バイト認証について、約15%の事業者が取得している。「準備はしていないが取得の意向がある」28.7%、「取得に向けて準備をしている」3.1%、「取得に向けてこれから準備を始める」3.1%を合わせると約35%の事業者が取得有力層となっている。

➤安心塾バイト認証については後掲「JJAインフォメーション」をご覧ください。

### ☆「合格実績表示の自己評価」に対する意識

Q. 合格実績適合宣言とは、自ら表示事項の適合性を評価し、適切であれば、自らの責任において表示事項への運用およびその適合を宣言するものです。貴塾では、合格実績に関する自己適合宣言についてどうお考えになりますか。



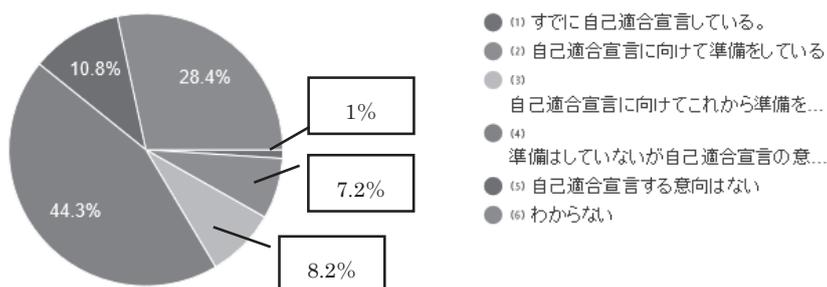
合格実績自己適合宣言について、6.7%の事業者がすでに宣言をしている。「準備はしていないが自己適合宣言の意向がある」と答えた事業者が35.9%と最も多かった。また、「自己適合宣言に向

けて準備をしている」8.7%、「自己適合宣言に向けてこれから準備を始める」7.2%も合わせると5割強の事業者が自己適合宣言を行う有力層となっている。

>合格実績自己適合宣言については後掲「JJAインフォメーション」をご覧ください。

#### ★「防災に関する自己評価」に対する意識

Q. 防災自己適合宣言とは、自ら表示事項の適合性を評価し、適切であれば、自らの責任において表示事項への運用およびその適合を宣言するものです。貴塾では、民間教育機関における防災自己適合宣言についてどうお考えになりますか。



防災自己適合宣言について、1%の事業者がすでに宣言をしている。「準備はしていないが自己適合宣言の意向がある」と答えた事業者が44.3%と最も多かった。また、「自己適合宣言に向けて準備をしている」7.2%、「自己適合宣言に向けてこれから準備を始める」8.2%も合わせると約6割の事業者が自己適合宣言を行う有力層となっている。

>防災自己適合宣言については後掲「JJAインフォメーション」をご覧ください。

## JJAインフォメーション



**合格実績に関する自己適合宣言で、安心の適正表示を！**  
**防災に関する自己適合宣言で、災害時の安心体制を！**

現在、合格実績において各学習塾事業者独自の表記、考え方がある中で、合格実績に関する自己適合宣言は、当協会として基本的な考え方と基準を定め広く認知していただくためのものです。

そのため、当協会では合格実績に関する自己評価シートを作成し、全てに適合した学習塾事業者は合格実績に関する自己適合宣言を行うとともに、当協会が普及推進のために作成した合格実績自己適合宣言マークを使用す



**2020**  
公益社団法人  
全国学習塾協会

ることができることといたしました。

合格実績自己適合宣言とは、自ら表示事項の適合性を評価し、適切であれば、自らの責任において表示事項への運用およびその適合を

宣言するものです。

合格実績の適正な表示をアピールするために合格実績自己適合宣言マークを活用ください。



【QRコード】

当協会では東日本大震災を教訓にして、地震・津波・洪水などの災害発生時に児童生徒等の命を守るために民間教育機関の教職員が行うべき必要な対応等を明確化し、全教職員が共通理解を図るとともに、いざという時に迅速かつ的確に行動できるようにするために、民間教育機関防災マニュアル作成ガイドとして取りまとめて開示いたしました。

民間教育機関における防災自己適合宣言は、当協会として民間教育機関防災マニュアル作成ガイドを定め広く認知していただくためのものです。

そのため、当協会では民間教育機関防災マニュアルの自己評価シートを作成し、全てに適合した民間教育事業者は民間教育機関における防災自己適合宣言を行うとともに当協会が



2020年度

**防災自己適合宣言**

(公社)全国学習塾協会が定めた防災マニュアル作成の手引기에適合していることを宣言します。

普及推進のために作成した 防災自己適合宣言マークを使用することができることといたしました。

防災自己適合宣言とは、自ら表示事項の適合性を評価し、適切であれば、自らの責任において表示事項への運用およびその適合を宣言するものです。

災害発生時における児童生徒等の命を守るための取り組みをアピールするために防災自己適合宣言マークを活用ください。



【QRコード】



**「安心塾バイト認証」で安心安全な働く環境をアピールして、十分な学生アルバイト確保を！**

働き方情報サイトで「安心塾バイト認証」導入でもう“ブラックバイト”と言わせない！学習塾経営の労務管理対策を考える」という記事で協会の取り組みが紹介されました。



【QRコード】



当協会では、2017年より安心塾バイト認証制度の普及推進に取り組んでおります。

2019年度は、10回の判定委員会を開催して、656事業所を新規に認定、236事業所を更新認定いたしました。たくさんの申請をいただきありがとうございました。

昨年4月より、働き方改革関連法案が順次施行されていますので、学習塾事業者の皆様におかれましても、安心塾バイト認証の取得等を通じて、引き続き労働環境の整備・改善に取り組んでいただけますようお願いいたします。

す。

安心塾バイト認証制度について、こちらをご覧ください。



【QRコード】



## 消費者が安心してサービス利用していただくための信頼マーク 認証基準に基づく第三者評価「学習塾認証」のご活用を！

学習塾認証制度とは、消費者が安心してサービスを利用していただくために、サービスの質や信頼性について、第三者が評価し認証を与える取り組みです。認証された事業者は、当協会の発行する認証マークを事業所や広告に表示することができ、消費者はこの認証マークを目印に、適切なサービスを提供する事業者を選択することができる安心の制度です。当協会は、サービス産業生産性協議会が公表したガイドラインに沿った認証基準に基づき審査を行い、法令を遵守し、公正な取引を行う学習塾事業者に対して、認証を付与します。

学習塾認証付与事業者は、認証マークによって、次のことを消費者や近隣の保護者層にアピールすることができます。

- 消費者に十分で適切な情報提供を行っています
- 消費者と適正で明確な契約・解約を行っています
- 通塾する子どもの安全確保に努めています
- 顧客相談窓口を設置してその充実を図っています
- 個人情報の適切な取り扱いを行っています
- こうしたことが継続的に守られ、改善を行っています



2020年度の申請期間は次の通りです。

### 〈前期〉

終了しました。

### 〈後期〉

**2020年9月1日(火)～2020年10月31日(土)**

**認証決定目安 2021年2月初旬**

協会正会員は、下記の学習塾認証パンフレットをご覧ください。



【QRコード】

感染症拡大の現状に鑑みて、申請期限を延長しました。

まずは、別紙「学習塾認証申請書類データ申込書」にてサンプル・書式集をご注文くだ

さい サンプル・書式集と学習塾認証制度FAQ(Q&A)を無料でお送りいたします。サンプル・書式集は、エクセルやワードからなる電子データをCD-R化したものを送付いたします。



## 学習塾講師検定「学習塾指導者認定」11月試験の活用を！ ～入社内定者や新人、アルバイト講師のモチベーションアップに～

当協会では、各学習塾における優秀な人材の確保・育成を図るために、学習塾講師能力評価システムの構築に取り組み、学習塾のミッションと期待される講師像を定義した上で、「学習塾講師集団指導1級」「学習塾講師集団指導2級」「学習塾指導者認定」検定試験を実施しております。

学習塾講師検定は、現役の講師を主な対象として集団指導2級、また、新人・内定者の方、これから講師を目指そうとされている方を対象に学習塾指導者認定をご用意しております。

学習塾指導者認定試験（2回目）の受験申込受付期間は、2020年10月1日（水）から11月1日（日）までです。

※学習塾指導者認定のテキスト学習で学べること

1. 学習塾のミッションと期待される講師像
2. 塾生・保護者に対してのふるまい  
(身だしなみ、言葉遣い、講師としてしてはいけないこと、その他行動指針)
3. コンプライアンスへの取り組み  
(個人情報保護、ハラスメントの禁止、その他)
4. 塾生の安全管理

詳しくは、協会 web サイトをご覧ください。



【QRコード】

学習塾講師検定自習用動画サイト



【QRコード】

今年度、学習塾講師検定受験申込をされた方には、学習塾講師に共通して求められる知識や技能の理解に好適な「学習塾講師に求められる能力解説書」を進呈いたします。

**塾検**  
学習塾講師検定  
**JUKU-KEN**

- 集団指導1級
- 集団指導2級
- 学習塾指導者認定

若手講師の  
自己啓発・能力開発に最適！

業界スタンダード  
講師スキルの定石

◎保護者が塾を選ぶ理由TOP3

- 教え方がうまい
- 講師が熱心
- きめ細かい指導

保護者は“講師能力”で塾を選んでます！  
—学習塾講師検定で能力保証！—

エキスパート  
上級者

集団指導 1級

集団指導 2級

学習塾指導者認定

社内の資格制度  
キャリアアップ

新任講師・中堅講師の  
自己啓発・能力開発

内定者・新入社員の  
モチベーションアップ

優秀な人材の確保と育成を図るための塾講師能力の学習ツールと評価システム

公益社団法人全国学習塾協会



## 学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン第3版（7月18日更新）について

当協会は、令和2年4月14日に「学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン第2版を公表した後、5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議にて「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」の作成が求められたこともあり、より現状に則したものとして、第3版を作成しました。

第3版につきましては、感染の状況別の対応方針を示すとともに、感染拡大防止対策についても、「塾生向け」、「従業員向け」、「事業所内」、「休業の考え方」、「指導形態の考え方」に分類することで、どのような状況で、どこで誰にして何をすべきかについての対応例を載せていますので、概要版とあわせてご確認ください。

まだ終息していない状況は続いているとの

で、継続した予防・対策を講じていただけますようお願いいたします。



【QRコード】



## 塾の日シンポジウム2020仙台大会開催延期について

令和2年10月11日に開催を予定しておりました塾の日シンポジウム2020仙台大会ですが、新型コロナウイルスの感染リスクがある状況を鑑み、誠に勝手ながら来年に延期させていただきますこととなりました。

ご参加をご検討いただいていた皆様にはご迷惑をおかけすることとなり大変申し訳ございません。

何とぞご理解のほどよろしくようお願い申し上げます。

## JJAご入会のご案内

全国学習塾協会（略称「JJA」）は、民間教育を担う団体・個人に関する支援及び能力開発、調査研究、地域社会に対する貢献の推進等を行うことによって児童及び青少年等の学力養成の推進に寄与し、より良い社会の形成を推進することを目的として設立された公益社団法人です。

公益社団法人全国学習塾協会には、どなたでも入会できます。

会員は、正会員と賛助会員からなっています。

■**正会員** 小学校、中学校、高等学校などに通う児童、生徒、学生を対象とし、学力と学ぶ力の向上を指導する学習塾をはじめとする民間教育業を営む法人及び個人であればどなたでも会員になる

ことができます。正会員は総会での議決権を持ちます。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに優先的に参加することができます。

協会 web サイトと正会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に正会員一覧を掲載します。

正会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

**■賛助会員** 協会の目的と活動に賛同してその事業にご支援くださる法人・団体・個人で、総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

協会 web サイトと賛助会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に賛助会員一覧を掲載します。

賛助会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

## 2020年6月9日から1年間は、正会員入会金が無料になります！

会費は次の通りです。

<b>入会金</b>	(1)正会員		<b>0円</b>
	(2)賛助会員	法人	50,000円
		学校法人	30,000円
		団体	50,000円
個人		10,000円	
<b>年会費</b>	(1)正会員 1口	生徒数1000名未満	36,000円
		生徒数1000名以上 3000名未満	60,000円
		生徒数3000名以上	120,000円
		(2)賛助会員 1口	法人
	学校法人	36,000円	
	団体	50,000円	
	個人	12,000円	

毎年4月から翌年3月までが一年度になります。

会費について、正会員の方は、会費を3月と9月の年2回に分け、金融機関から預金口座振替により納入いただきます。

賛助会員の方は、年度初めに当協会の銀行口座にお振り込みいただきます。

入会初年度の会費は、入会月からの月割りで計算いたします。

入会をお考えの方、協会の活動概要などをお知りになりたい方は協会事務局まで遠慮なくご連絡ください。資料をお送り申し上げます。

また、入会申込書は協会 web サイトから入手することもできます。



協会 web サイト



協会 Facebook

公益社団法人全国学習塾協会 事務局  
〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-2  
TEL03-6915-2293 FAX03-6915-2294